

令和元年10月1日から 幼児教育・保育の無償化が実施されます。

1号認定子どもで、
保育を必要としない
子ども

①

【対象者・保育料】

- 満3歳から5歳児クラスまでの全ての子どもの保育料が無償化されます。
- 入園料、事務手数料その他施設充実費などは、これまでどおり保護者の負担となります。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。ただし、[年収360万円未満相当世帯の子ども]と[第3子以降の子ども]については、副食費(おかず代・おやつ代)の費用が免除されます。
- 副食費の免除について、[第3子以降の子ども]の多子カウント方法は、小学校3年生までの最年長の子どもを第1子としてカウントします。

保育を必要とし、
預かり保育を利用
する子ども

②

【対象者・保育料】

- 1号認定の保育料の無償化については、上記①のとおりです。
- 預かり保育が無償化の対象となるには、1号認定に加えて、市から[新2号認定]又は[新3号認定]を受ける必要があります。
- 新2号認定又は新3号認定は、次の支給要件に該当する子どもですが、認定を受けるためには市に申請をする必要があります。

認定区分	支給要件
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した子どもで、保育の必要性のある子ども
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもで、保育の必要性のあるもののうち、住民税非課税世帯の子ども

- 利用者の**利用日数×450円**を支給限度額として、**預かり保育の利用料が無償化**されます。なお、月額上限は下記の額です。

[新2号認定]は、月額上限 **11,300円**まで

[新3号認定]は、月額上限 **16,300円**まで

- 月ごとに個人の支給限度額を計算しますが、上記の支給限度額と実際に支払った利用料実績額とを比べて、小さい方を支給額とします。

(例)園の預かり保育の利用料が「400円/日」で、月20日利用した場合

≪月の支給限度額≫

450円×20日＝9,000円 ……A

≪月の利用実績額≫

400円×20日＝8,000円 ……B

≪市からの支給額≫

A9,000円＞B8,000円であることから、小さい方の8,000円を支給

- 預かり保育の利用料の設定方法は、基本的に各園での設定ですので、時間・日・月単位での設定が可能となっています。
- 預かり保育の利用料は、これまでどおり、園に支払う必要があります。無償化が実施された後の手続は、次のとおりとなります。
 - ①保護者が園に利用料を支払った後、
 - ②園は保護者に対して領収証等を発行し、
 - ③保護者が園を通じて市に給付請求し、
 - ④市が内容審査後に保護者に当該金額を支給する。

無償化の手続は

- ① **1号認定子ども**で、**保育を必要としない子ども**は、すでに幼稚園に入園し、利用中の方は、手続はありません。
- ② **保育を必要とし、預かり保育を利用する子ども**は、現行の1号認定に加えて、市から新たに**[新2号認定]**又は**[新3号認定]**を受けるため、市に申請書を提出する必要があります。

問い合わせ先 **日向市役所こども課**

電話

0982-52-2111